

厚生科学審議会の構成について

厚生科学審議会

[30名以内]

厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）により設置

感染症分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

感染症部会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により厚生科学審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

結核部会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。

生活衛生適正化分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

科学技術部会

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

医療関係者部会

保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

疾病対策部会

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議すること。

地域保健健康増進
栄養部会

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議すること。

生活環境水道部会

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議すること。

生殖補助医療部会

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する重要事項を調査審議すること。

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会の委員会の設置

委員会名	所 掌	事務局
ポリオ及び麻しんの予防接種に関する検討小委員会	生ワクチンから不活化ワクチンへの転換を含むポリオワクチン接種のあり方及び麻しんワクチン接種のあり方について検討を行い、その結果を感染症部会へ報告する。	健康局 結核感染症課

厚生科学審議会科学技術部会の委員会の設置

委員会名	所 掌	事務局
遺伝子治療臨床研究 作業委員会	遺伝子治療臨床研究の実施計画に関し、主として科学的事項について論点整理を行い、その結果を科学技術部会に報告する。原則として遺伝子治療臨床研究の実施計画ごとに遺伝子治療臨床研究作業委員会を置く。	大臣官房 厚生科学課
ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会	ヒト幹細胞を用いた臨床研究が適正に実施されるために、研究者及び研究機関が遵守すべき事項について調査及び論点整理を行い、その結果を科学技術部会に報告する。	健康局 疾病対策課
科学技術政策にかかる専門委員会	厚生労働省の所管する科学研究の重要性の高まりを踏まえ、厚生労働省の科学技術の研究課題や推進方策について総合的に検討し、その結果を科学技術部会へ報告する。	大臣官房 厚生科学課
臨床研究の指針に関する専門委員会	臨床研究が適正に実施されるために、臨床研究において研究者及び研究機関が遵守すべき事項について調査及び論点整理を行い、その結果を科学技術部会に報告する。	医政局 研究開発振興課

厚生科学審議会疾病対策部会の委員会の設置

委員会名	所 掌	事務局
リウマチ・アレルギー対策委員会	リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議すること。	健康局 疾病対策課
クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会	クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議すること。	健康局 疾病対策課
臓器移植委員会	臓器移植に関する専門的事項を調査審議すること。	健康局 疾病対策課 臓器移植対策室
難病対策委員会	難病対策に関する専門的事項について調査審議すること。	健康局 疾病対策課
造血幹細胞移植委員会	造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議すること。	健康局 疾病対策課 臓器移植対策室